

改正後				現行																											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																								
(16) 児童用採暖費			略	(16) 児童用採暖費			<p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別	児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設通所部																												
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220	5,660	960																												
旧3級地	3,380	3,590	590																												
旧2級地	2,520	2,620	380																												
その他の地域	1,260	1,260	190																												
(17) 就職支度費	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価77,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 略</p>	(17) 就職支度費	<p>(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価75,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																									

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 77,000円×その月の進学による措置解除児童数  算式(2) 略	(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学の際に必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学の際に必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 75,000円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護 単価137,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	略	略	略	(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、死亡したもの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であつて、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数
(20) 連れもどし費	略	略	略	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であつて、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額(運賃については、普通旅客運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

改正後		現行		
略	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
		(21) 里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
(22) 受付委託児童 ファミリーホーム	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数		

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>第5 略</p>	<p>3 定員外支弁の禁止  事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。</p> <p>第5 徴収金基準額</p> <p>1 各月の基準額の算定方法  各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。</p> <p>2 各月の支弁額の算定方法  児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。  ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。  なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算式(1)  その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p>

改正後	現行
第6 略	<p>算式(2)            [(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>
第7 略	<p>第6 端数計算の方法            この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p> <p>第7 保護単価等の特例措置            都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でない認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p>
第8 略	<p>第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置            児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p>
第9 略	<p>第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置            児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>